

そのこといもつくり出て貢進れるなれば造をさして諸道の師匠なりとの意にて道師といはれしならぬ、是は大號に道師のみ云ひて、其氏々に賜へるには、舊のごとく某造と賜ひしなへに直に道師といふ姓のなきにこそあらめ、さるから八色姓を改定め給へるとき、造姓を云れざれども、後世に造姓いと多し、決く造姓を如此云しならん、このふたつのごとく思別がたければ、其大旨をえるしぬ、なほ能可考こと也。

〔氏族考〕上道師は美知乃之と訓て、道は諸道を云り、諸道の職師は師匠など云ふ師にはあらで、

爲の義なる事、刀研を研師と云ひ、壁塗の工を塗師と云に同じく、諸道の業に堪たるものを道

師と云しなるべし、○中所謂美知乃之とは、土師、贊土師、日本書紀倭鍛師、舊事黄書畫師、山背畫師、高

麗畫師、日本書紀河内畫師、難波藥師、續日本紀蜂田藥師、姓氏など職工技藝に係れる者を總稱るにて、道

師と云、一つの姓ありしにはあるべからず、

〔拾芥抄中本〕姓戸録縣主

〔古事記〕上天津日子根命者、中略高市縣主、中略三枝部造等之祖也。

〔古事記傳〕七縣主は、即其縣々々の主なり、

〔倭訓栞編〕二あがた縣をよめり、分つと通せり、和名抄に縣々をがた／＼とよみ、諸縣をむら

がた、山縣をやまがたなどよめり、縣主は神武天皇の御代より見えたり、縣邑を治むる者をいふ、

後かばねとなれり、

〔古事記傳〕二十九縣主は、倭國內なるを始め、國々に在る縣を掌れる者の號なり、此縣は上に云る如く、朝廷の御料

の縣なり、此御世(成務)のほごなごは、たゞ何さなきなべての地を縣と云ふ其記中に見えたるは、

高市縣主、師木縣主、十市縣主などあり、書紀神武卷に、給弟狛猛田邑、因爲猛田縣主、此は倭國十市

て、其邑を賜ひて、其處にある御縣の司とし賜へるなり、同猛田の内に、御縣の地と此人に、弟磯

縣主